

令和4年度 雇用調整助成金申請支援補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、雇用の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するために国が特例措置として実施する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「特例助成金」という。）の支給を受けようとする市内の事業所に対し、その申請の手續に要する費用について、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、令和4年4月1日から同年11月30日までの間の従業員の休業について特例助成金の支給を受けようとする事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金と同種の補助金を過去に受けたことのある者は、補助対象者としなない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特例助成金の支給申請に係る事務の代行を社会保険労務士又は弁護士（以下「社会保険労務士等」という。）に依頼した場合に要する代行報酬等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、特例助成金の支給申請額に5分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と補助対象経費に相当する額のいずれか少ない額とし、1事業所当たり40万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる特例助成金の支給の対象となる従業員の休業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までに、雇用調整助成金申請支援補助金交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 令和4年4月1日から同年9月30日までの間の休業 令和4年12月31日

(2) 令和4年10月1日から同年11月30日までの間の休業 令和5年1月31日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 雇用調整助成金に係る支給申請書の写し又は緊急雇用安定助成金に係る支給申請書の写し

(2) 社会保険労務士等による特例助成金の支給申請に係る事務の代行に要した代行報酬等の領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による申請をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。

(補助金額確定通知)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、規則第8条の規定による通知をもって、規則第14条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

（宛先）山形市長

申請者 住 所 〒

事業所名

代表者氏名

⑩

電話番号

（ ）

※日中連絡がとれる番号

雇用調整助成金申請支援補助金交付申請書

次のとおり雇用調整助成金申請支援補助金の交付を受けたいので申請します。

交付申請額（上限40万円）		円
山形市の概要	住所名	他 事業所
	業 種	小売業・サービス業・飲食店・卸売業・その他（ ）
	雇用調整助成金等支給申請時における常時雇用する従業員数	人 (うち正社員以外の人数 人)
雇用調整助成金等の支給申請事務を代行した社会保険労務士等の住所及び氏名		

補助金の振込先

金融機関名	() 支店	預金種類	普通 ・ 当座
口座番号	(フリガナ)		
	口座名義		

（添付書類）

- 1 雇用調整助成金に係る支給申請書の写し又は緊急雇用安定助成金に係る支給申請書の写し
- 2 社会保険労務士等による雇用調整助成金等の支給申請事務の代行に係る報酬等の領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類